

◎ 免許状更新講習の免除について

免許状更新講習の受講義務が課されている者のうち、法令等の規定により免除ができる職等に該当し、かつ免許管理者において免除を行うことが適当であると認める者については、免許状更新講習の免除を受けることができます。免除対象者であっても、免許管理者に免許状更新講習免除の申請を行い、免除の認定を受けなければ、免許状更新講習は免除にはなりませんので留意してください。

免除の対象となる者

・校長（園長）、教頭等の職にある者 ・指導主事、社会教育主事等の職にある者 ・免許状更新講習の講師 ・文部科学省優秀教員表彰受賞者 など

○申請方法

高知県教員免許更新制に関する規則第6条及び第11条に定められた様式（第2号 新免許状所持者）（第7号 旧免許状所持者）に必要な事項を記入し、手数料（県収入証紙 3, 300円分）を貼付したうえで、添付書類と併せて、教職員・福利課教員免許担当までご提出ください。

なお、様式は教職員・福利課のホームページ（人事企画担当）からダウンロードできます。

（提出先）〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7-52

高知県教育委員会事務局教職員・福利課 教員免許担当

添付書類

- ① 所有する全ての免許状の写し又は授与証明書（原本）
（2種から1種へ上進した場合は両方必要です。）
（2回目の更新の方は※1に該当する場合は省略可）
- ② 免許状が授与された時点から、姓や本籍（県）が変わっている場合には、戸籍抄本等の変更が確認できる書類
（2回目の更新の方は※2に該当する場合は省略可）
- ③ その他免除事由に応じて必要とする書類
免許管理者が指定する表彰状の写しなど
- ④ 2回目の更新の方は、前回の更新講習修了確認証明書等の証明書（原本）

※1 免許状の写し又は授与証明書

1回目の更新講習修了確認証明書に記載された免許状であれば、2回目は添付省略可

※2 戸籍抄本等の変更が確認できる書類

1回目の更新講習修了確認証明書と氏名・本籍地が同一であれば、2回目は添付省略可

免除証明者

申請の際には、証明者記入欄への証明が必要です。証明者は、申請者の職や勤務先等により異なりますので、「高知県教育委員会規則取扱要項別表」をご参照ください。